

江東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例案(概要) パブリックコメント(意見募集)を実施



▲ろう講師による手話指導と手話を学ぶ受講生たち(写真は江東区手話講習会「養成コース」)

郵便はがき

1 3 5 8 7 9 0 001

江東区役所 福祉部
 障害者施策課 施策推進係 行

東陽四丁目11番28号 (受取人)

料金受取人払郵便
 深川局承認
 8106

差出有効期間
 令和元年9月9日まで
 (切手を貼らずにお出してください)

〒135-8383

条例案の概要は、区ホームページ、ことう情報ステーション(区役所2階)、各出張所、保健所、各保健相談所、各図書館、障害者施策課(区役所隣防災センター2階17番)で閲覧できます。

いただいたご意見やご意見に
 裏面に掲載
 条例案の概要は

条例案の概要は、区ホームページ、ことう情報ステーション(区役所2階)、各出張所、保健所、各保健相談所、各図書館、障害者施策課(区役所隣防災センター2階17番)で閲覧できます。

ご意見をお寄せください

区では、手話をはじめとする、障害者の意思疎通手段の普及と、障害への理解促進を図るための条例を制定することとなりました。このたび、条例案の概要をお知らせするとともに、パブリックコメント(意見募集)を実施します。

[意見の募集期間] 8/11(日・祝)～9/1(日)必着
[意見の提出方法] ①氏名②住所(区外の方は在勤・在学等も)③年齢④ご意見を記入し、郵送(区報掲載のはがき等)、ファクスまたは障害者施策課窓口へ。区ホームページからも提出できます※電話受付は行いません。
 問 障害者施策課 施策推進係 ☎3647-4749、FAX3699-0329